

○財務省告示第二百八十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成三十年十月十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成三十年十一月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第六十

回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十

九年法律第二十三号）第四十七

条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札」と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

ごとに応募限度額を定めるもの

による発行（以下「国債市場特





十三

の経利入価・  
払過札格第  
込利率行争非

十四

初  
期  
利  
子

年〇・九パーセント  
募入決定の通知を受けた者は、  
払込金額に追加、次の算式によ  
り算出した金額を第二十号に規  
定する期日に払い込むものとす  
る。

$$\text{償付金額の総額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{22}{365}$$

平成三十一年三月二十日を支  
払期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支払  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十六号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\text{償付金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五

第  
二  
期  
利  
子

毎年三月二十日及び九月二十  
日を支払期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十六  
十七  
十八

償還  
償還  
元利支  
払場所

平成六十一年九月二十日  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十九  
二十

入札参  
者参加  
払込期  
日

財務大臣から通知を受けた者  
平成三十年十月十二日